4　健康保険組合に対する交付金に関する事項
国は、政令で定めるところにより、健康保険組合連合会に対し、政令で定める健康保険組合に対する交付金の交付に要する費用について、予算の範囲内で、その一部を負担することとした。（附則第二条の二関係）
5　退職者給付拠出金の経過措置に関する事項
退職者給付拠出金の経過措置に係る規定を削除することとした。（改正前の附則第四条の三関係）

二　船員保険法の一部改正関係

1　五の4の㈢の出産育児交付金及び五の4の㈡の出産育児関係事務費拠出金（三の2及び四の1において「出産育児交付金等」という。）について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第一一二条第二項、第一一二条の二、第一一二条第二項及び附則第八条関係）
2　支払基金等への事務の委託について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第一五三条の一〇第二項関係）
3　退職者給付拠出金の経過措置について、一の5に準じた改正を行うこととした。（改正前の附則第七条関係）

三　国民健康保険法の一部改正関係

1　損害賠償請求権等に関する事項
㈠　都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が国民健康保険法第六四条第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができることとした。（第六四条第三項関係）
㈡　㈠の都道府県は、国民健康保険法第六四条第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会（5において「連合会」という。）であって厚生労働省令で定めるものに委託することができることとした。（第六四条第四項関係）
㈢　国は、㈠の都道府県に対し、㈡の事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第六四条第五項関係）
㈣　市町村は、必要があると認めるときは、被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によって生じたものであることを確認するために必要な事項につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができることとした。（第一一三条の二第一項関係）

2　出産育児交付金等について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第六九条、第七三条の二及び附則第一〇条関係）

3　出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の免除措置に関する事項
㈠　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は四の2による国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととした。（第七二条の三の三第一項関係）
㈡　国は、政令で定めるところにより、㈠による繰入金の二分の一に相当する額を負担することとした。（第七二条の三の三第二項関係）
㈢　都道府県は、政令で定めるところにより、㈠による繰入金の四分の一に相当する額を負担することとした。（第七二条の三の三第三項関係）

4　都道府県国民健康保険運営方針に関する事項
㈠　都道府県は、おおむね六年ごとに、都道府県国民健康保険運営方針を定めることとした。（第八二条の二第一項関係）
㈡　都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針において、次に掲げる事項を定めることとした。（第八二条の二第二項関係）
(1)　都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項
(2)　当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
㈢　都道府県は、おおむね三年ごとに、国民健康保険法第八二条の二第二項各号に掲げる事項等について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更することとした。（第八二条の二第六項関係）

5　医療費適正化に関する事項
㈠　連合会は、診療報酬請求書情報等の分析等を通じた医療費適正化等に努めなければならないこととした。（第八五条の二関係）
㈡　連合会は、医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができることとした。（第八五条の三第三項関係）

6　支払基金等への事務の委託について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第一一三条の三第二項関係）

7　退職被保険者等の経過措置等に関する事項
退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除することとした。（改正前の附則第六条～第二一条の五関係）

四　地方税法の一部改正関係

1　出産育児交付金等について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第七〇三条の四第一項及び第三項関係）

2　出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項
市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額することとした。（第七〇三条の五第三項関係）

3　退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に関する事項
退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に係る規定を削除することとした。（改正前の附則第三八条及び第三八条の二関係）

五　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1　医療費適正化計画等に関する事項
㈠　高齢者の医療の確保に関する法律第四条第一項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することに鑑み、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすこととした。（第四条第二項関係）
㈡　厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画において、各都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項等を定めることとした。（第八条第四項関係）
㈢　厚生労働大臣は、高齢者の医療の確保に関する法律第八条第四項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たっては、七の1の㈠のかかりつけ医機能の確保に向けた取組並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することとした。（第八条第五項関係）
㈣　都道府県は、都道府県医療費適正化計画において、次に掲げる事項を定めることとした。（第九条第二項関係）
(1)　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
(2)　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項